

令和7年度愛媛県看護職員県内就職応援事業実施要領

1 事業の目的

県内病院が県外等から看護師等を確保するために要する経費を県が補助することで、県外からの人材確保を促し、地域の医療提供体制の維持及び充実に努めることを目的とする。

2 補助対象者

看護師等誘致につながる支援金（以下「支援金」という。）を支給した県内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院。

3 事業の内容

県内の病院が県外在住等の看護師等を誘致する際、その看護師等に対して県内病院で一定期間就業すること等を条件に、当該病院を通して、支援金を支給する。

4 事業の支援対象者

保健師、助産師、看護師、准看護師のいずれかの免許を有し、県内病院との直接雇用に基づき、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に看護職員として採用された者（週30時間以上勤務し、採用された病院に1年間以上継続して勤務する見込みの者に限る。）であって、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者

（1） 令和6年度に他県の大学又は看護師等養成所を卒業した者

（2） 令和7年1月1日以降に他県から本県に転入し、転入後6か月以内に県内の病院に採用された者

（3） 次のいずれかに該当する者

- ・他県の高校を卒業後、県内の大学又は看護師等養成所に進学し、令和6年度に卒業した者
- ・他県の中学校を卒業後、県内の准看護師課程又は5年一貫校に進学し、令和6年度に卒業した者

5 補助金基準額

就業者に対して1人当たり200,000円

6 補助対象経費

支援金の支給額とし、その全額を補助する。なお、基準額を超えて支援金を支給した場合は、基準額を補助対象経費とし、その全額を補助する。ただし、病院から対象者へ支給した支援金の額が基準額未満の場合は、補助金交付の対象外とする。

7 事前計画届

補助を希望する病院は、別で定める期限までに、次に掲げる書類を、愛媛県医療対策課へ提出すること。

（1） 所要額調書（別紙1）

（2） 事業計画書（別紙1-1）